

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

群馬県板倉町

作成・最終更新日

令和7年10月31日

担当部署

総務課

[令和7年5月 様式1]

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号	法令上の根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日		
1	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第7条 第16条 第17条 ・住基法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5~8条 第12条 第12条の4 第22条 第24条の2 第30条の6 第30条の10 第30条の12	住民基本台帳に関する事務	1.既存住民基本台帳システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム 3.宛名システム 4.団体内統合宛名システム 5.申請管理システム 6.中間サーバ 7.サービス検索	○	令和7年10月31日	未定	基礎				住民環境課
2	番号法第9条第1項 別表第1の31項	国民年金に関する事務	1.国民年金システム	×	令和7年10月31日	未定	基礎				住民環境課
3	・番号法第9条第1項 別表第24項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	個人住民税に関する事務	1.個人住民税システム 2.宛名システム 3.申告受付システム 4.団体内統合宛名システム 5.中間サーバー 6.国税連携システム 7.地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) 8.マイナポータル申請管理	○	令和7年10月31日	未定	基礎				税務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
4	番号法第9条第1項 別表第1の16項	法人住民税に関する事務	1.法人住民税システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.eLTAXシステム	○	令和7年10月31日	未定	対象外(基礎)				税務課
5	・番号法第9条第1項 別表第24項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	軽自動車税に関する事務	1.軽自動車税システム 2.宛名システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	基礎				税務課
6	・番号法第9条第1項 別表の24の項	固定資産税の賦課又は調査に関する事務	1.固定資産税システム 2.宛名システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 5.地方税ポータルシステム(eLTAX)	○	令和7年10月31日	未定	基礎				税務課
7	・番号法第9条第1項 別表第24項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	国民健康保険税に関する事務	1.国民健康保険システム 2.宛名システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	基礎				税務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
8	・番号法第9条 第1項 別表の 9、24、44、8 5、100の項 ・行政手続きに おける特定の個 人を識別するた めの番号の利 用等に関する法 律別表の主務 省令で定める事 務を定める命令 第16条	地方税等徵収事務	1.収納管理システム 2.滞納管理システム 3.宛名システム 4.団体内統合宛名 システム 4.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	基礎				税務課
9	・番号法第9条 第1項別表117 ・番号法第9条 第1項別表の主 務省令で定める 事務を定める命 令第60条	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に関する 事務	1.障害福祉システム 2.団体内統合宛名 システム 3.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	対象外(基礎)				福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
10	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一八の項及び94の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条及び第68条</p>	子ども・子育て支援法に関する事務	1.子ども子育て支援システム 2.宛名システム 3.団体内統合宛名システム 4.申請管理システム 5.中間サーバー 6.サービス検索・電子申請機能	○	令和7年10月31日	未定	基礎				福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
11	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一56の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条</p>	児童手当等に関する事務		○	令和7年10月31日	未定	基礎				福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
12	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一-37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条 	児童扶養手当に関する事務		○	令和7年10月31日	未定	対象外(基礎)				福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
13	<ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表の44の項 公的給付の支 給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口 座の登録等に 関する法律 第9条 ・番号法第9条 第1項 別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16、24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	国民健康保険に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険シス テム 2. 宛名システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバ 5. 国保情報集約シス テム 6. 国保総合シス テム 7. 医療保険者等向 け中間サーバー 	○	令和7年10月31日	未定	基礎			健康介護課	

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
14	・番号法第9条第1項 別表の85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第46条	後期高齢者医療保険関係事務	1.後期高齢者医療システム 2.宛名システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバ 5.後期高齢者医療広域連合電算処理システム	○	令和7年10月31日	未定	基礎				健康介護課
15	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲) 別表の100項	介護保険に関する事務	1.介護保険システム 2.国保中央会伝送通信システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	基礎				健康介護課
16	・番号法第9条第2項 ・板倉町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条 別表第1第1項	福祉医療費の支給に関する事務	1.福祉医療システム 2.宛名システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	基礎(全)				健康介護課

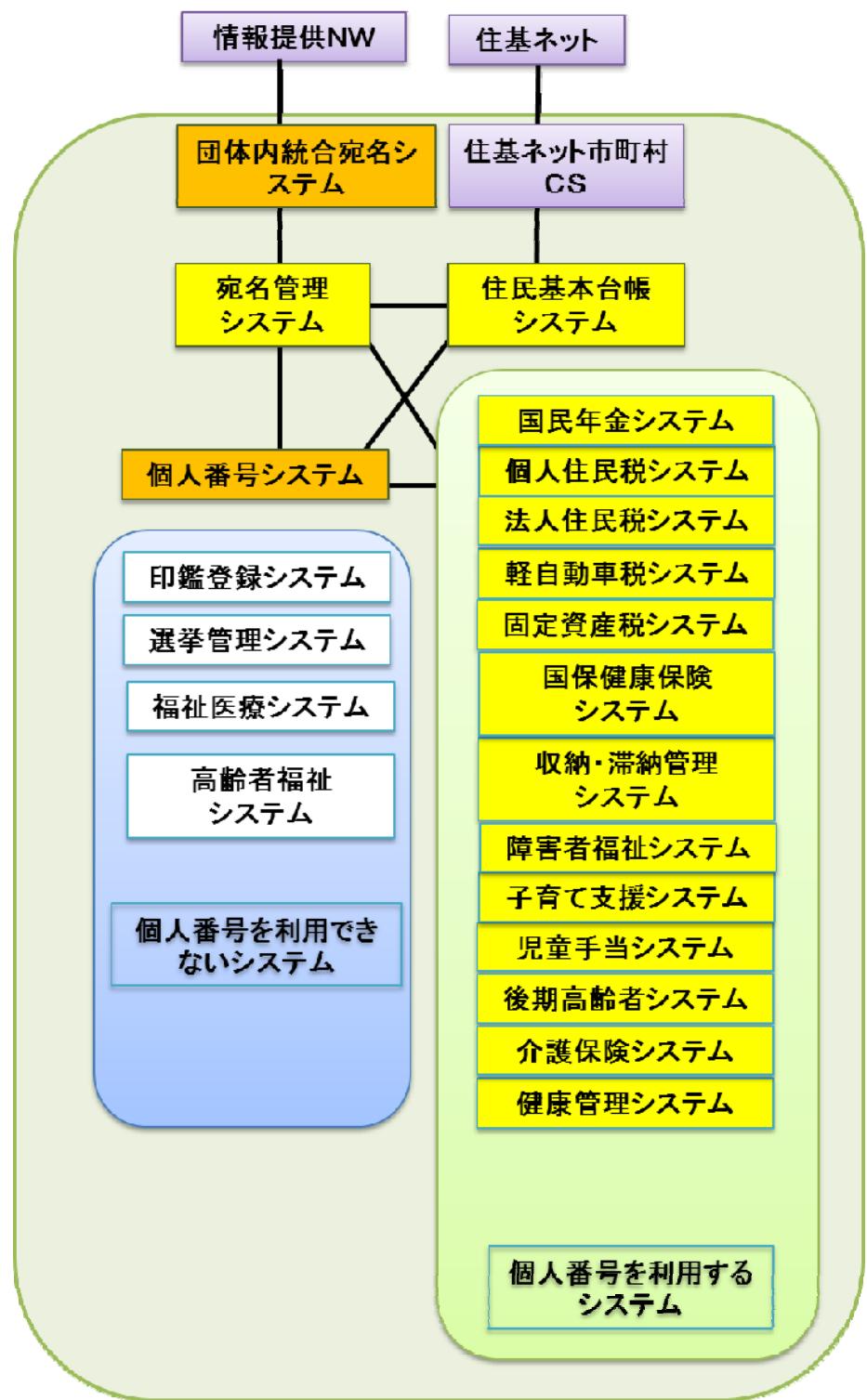
評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
17	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	1.措置台帳(Excel) 2.費用徴収台帳(Excel) 3.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	基礎				健康介護課
18	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第70項の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める命令第40条	母子保健事業に関する事務	1.健康管理システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	基礎				健康介護課
19	・番号法第9条第1項及び別表第111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表主務省令」という。)第54条	健康増進に関する事務	1.健康管理システム 2.団体統合宛名システム 3.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	基礎				健康介護課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
20	・番号法第9条第1項及び別表第14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表主務省令」という。)第10条、第67条の2	予防接種事業に関する事務	1.健康管理システム 2.個人住民税システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	基礎				健康介護課
21	・番号法第9条第1項別表9 ・番号法第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条	児童福祉法に基づく障害児通所支援給付費等に関する事務	1.障害福祉システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	対象外(基礎)				福祉課
22	・番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)67条の2	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	1.健康管理システム(予防接種) 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー	○	令和7年10月31日	未定	基礎				健康介護課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
23	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種法に関する事務	1.ワクチン接種記録システム(VRS) 2.健康管理システム	○	令和7年10月31日	未定	基礎				健康介護課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
24	・番号法第9条 (利用の範囲) 別表第135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	公的給付支給等に関する事務	1.住民情報等総合サービスシステム 2.住民税非課税世帯等臨時給付金システム 3.中間サーバー 4.団体内統合宛名システム 5.電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム 6.住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金システム 7.住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金システム 8.低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)システム 9.住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金システム 10.住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(子ども加算)システム 11.低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)システム	○	令和7年10月31日	未定	基礎				福祉課・税務課

(別添1) システム概要図



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス**1. 個人番号にアクセスできるシステム**

個人番号を直接保有するシステム	団体内統合宛名システム、個人番号システム
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	住民基本台帳システム、宛名管理システム、国民年金システム、個人住民税システム、法人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険システム、収納・滞納管理システム、障害者福祉システム、子育て支援システム、児童手当システム、後期高齢者システム、介護保険システム、健康管理システム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	
ネットワークが論理的に分離しているシステム	
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	印鑑登録システム、選挙管理システム、福祉医療システム、高齢者福祉システム